



[注1] 1の(2)の「区分(名称)」欄には、土地、建物又は工作物等の区分を記載すること。  
この場合において、その区分が土地であるときは、括弧書きで「(○○○敷地)」と記載し、同(3)の「構造、数量等」欄には、数量のみを記載すること。

[注2] 5の(1)の「関係図面」欄は、土地にあつては位置図および実測図、建物にあつては位置図および平面図とし、同(2)の「その他参考となる書面および図面」欄は、利用計画書、利用計画図等とし、それぞれ関係書類を添付すること(一時的な使用でその提出が必要でないときを除く)。